	請願文書表
受理年月日及び番号	令和4年11月4日 第40号
件 名	「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境の悪化を避ける区独自の 仕組みやルール等を整えるよう求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津敦子国府田久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

女子中高一貫教育校である学校法人桜蔭学園桜蔭中学校高等学校の隣接地で、20 階建て (高さ約 69m) にもなる(仮称) 宝生ハイツ建替え計画が持ち上がり、建築紛争になって います。

建築計画自体はその規模と「総合設計制度」を活用することを前提としていることから 直接の所管は東京都になりますが、計画地は文京区の「第一種文教地区」内でもあり、教 育環境の悪化が懸念されています。

文京区は他区と異なり、「文の京」を謳い、現行の「文京区都市マスタープラン」でも「魅力を生かすまちづくりに向けて」の中で「教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』というイメージが定着」し、「『文教のまち』のシンボルとなる教育施設」と記載するなど教育環境を大切に守ってきました。

東京都文教地区建築条例第3条(第一種文教地区内の建築制限)及び同条例「別表一」において、「劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設」を、その「用途に供するために建築物を建築し、又は用途を変更してはならない」「ただし、知事が文教上必要と認め又は文教上の目的を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない」と定めているのも「文教地区」の教育環境を守るためであり、その目的に鑑みれば同条例に「総合設計制度」が明記されていなくても、教育環境を悪化させるような「総合設計制度」の容積率緩和を許可することは条例の趣旨全体から見れば明らかに反していると言わざるを得ません。

「総合設計制度」の活用を含め、建築主や事業者において合法・適法であることは最低限の条件に過ぎず、シンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守るためには教育環境を悪化させない(あるいは悪化を最大限避ける)ことが欠かせず、文京区における「文教」を大切にする「まちづくり」はそうした理念を優先すべきと考えます。そこで下記を区長に働きかけていただきたく、貴議会に請願いたします。

## 請願事項

- 1 シンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守るため、教育環境が悪化するような計画の見直しと教育環境悪化を避ける最大限の対策を講じるよう、区として事業者に対し丁寧な対応をさらに働き掛けてください。
- 2 文京区の「文教地区」での「総合設計制度」の許可は、区がシンボルとしての「文教 のまち」とそのイメージを守ってきた歴史に鑑み、抑制的かつ謙抑的であるよう、区と して都知事に要望してください。
- 3 文京区が大切にしてきた「文教のまち」の教育環境を守るべく、「文教地区」において 教育施設に隣接する建築物の建設や建て替え等については区としてしっかり関与し、教 育環境悪化を回避する区独自の仕組みやルール等を整えてください。